



TOKIO MARINE  
NICHIDO

# Total assist 超保険

## 改定のご案内

2025年1月1日  
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。

各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 住まいに関する補償について

#### ■保険料の改定 (2024年10月改定)

- 自然災害による保険金支払が増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率\*1において、保険料水準が見直されるとともに、全国一律であった水災保険料が地域区分ごとに異なる体系へ改定されました\*2。また、東京海上日動における水濡れ事故や破損事故等による自然災害以外の保険金のお支払いも増加しています。
- このような状況を踏まえ、保険料水準を見直し、水災保険料を地域区分ごとに異なる体系へ改定します(水災保険料の詳細は下記■水災保険料体系の細分化・水災等区分の新設をご確認ください)。
- 見直しにあたっては、従来以上にリスク実態(保険の対象\*3、建物の所在地、築年数等)をきめ細かく反映した保険料とします。
- ご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

\*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

\*2 2023年6月21日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

\*3 「共同住宅の一棟全体(賃貸マンション・アパート等)」を保険の対象とする場合と、それ以外の「一戸建住宅」や「共同住宅の自己の所有する専有部分や共用部分の持ち分」を保険の対象とする場合で異なる保険料を適用します。

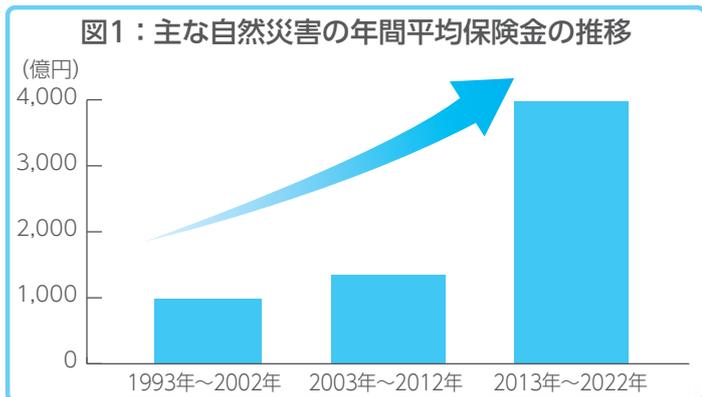


図1:一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

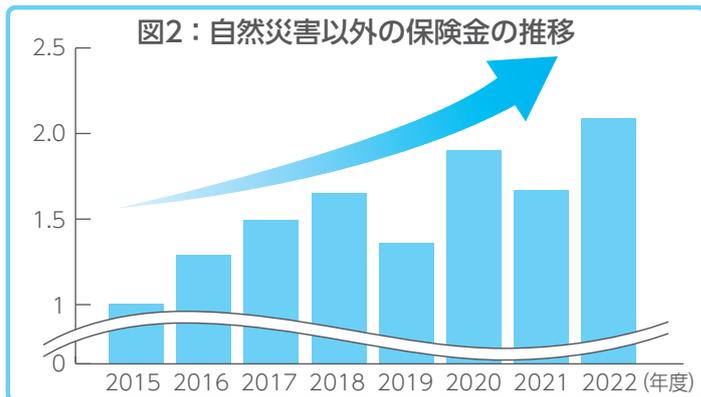


図2:2015年度の水準を1とした場合の各年度の保険金の水準(東京海上日動実績)

#### ■水災保険料体系の細分化・水災等区分の新設 (2024年10月改定)

- 近年、自然災害(台風、豪雨災害)の多発・激甚化等により水災リスクが上昇している一方で、水災保険料には地域ごとの水災リスクの違いが反映されていませんでした。
- このような状況を踏まえ、参考純率において全国一律であった水災保険料が地域区分ごとに異なる体系に改定されたことを受け、建物の水災保険料について、「水災等区分」に応じた保険料を適用します。
- 「水災等区分」とは、建物の所在地における水災リスクの危険度を表す区分で、リスクが低い順から「(低)1等地・2等地・3等地・4等地・5等地(高)」(5区分)となります\*1\*2。

\*1 2023年6月1日時点の市区町村に基づき判定を行っているため、それ以降に市区町村の合併等があった場合、水災等区分の判定用住所と物件所在地の住所表記が異なる可能性があります。

\*2 外水氾濫だけでなく内水氾濫\*3や土砂災害等も含めた水災リスク全体に基づき市区町村単位で設定しているため、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)等の一般的なリスク情報の危険度とは一致しないことがあります。また、水災等区分が低い市区町村においても水災が発生する可能性はあります。

\*3 大量の雨水が排水施設で処理できず、排水溝等からあふれて建物や道路が冠水することをいいます。

## ■その他の改定 2024年10月改定

項目	概要							
免責金額(自己負担額)に関する改定	<p>免責金額(自己負担額)について、以下の改定を実施します。</p> <p><b>(1) 風災リスクにおける免責金額(自己負担額)の見直し</b>                      始期日時点で築年数が15年以上30年未満の建物を保険の対象とするご契約は、リスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、風災リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定させていただきます。</p> <p><b>(2) 盗難・水濡れ等リスクにおける免責金額(自己負担額)の見直し</b>                      リスク共通の免責金額(自己負担額)を0円・5,000円・3万円のいずれかで設定した場合でも、盗難・水濡れ等リスクの免責金額(自己負担額)は5万円以上で設定させていただきます。</p>							
類焼損害補償特約の改定	類焼損害補償特約について、併用住宅物件のご契約についてもセット可能とします。							
臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約および臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約の廃止	<p>臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約および臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約を廃止します。</p> <p>更新前契約にこれらの特約がセットされている場合で、ご契約が自動更新されるときは、下表の「更新後契約」に記載の特約をセットして更新します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #555; color: white;">更新前契約</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">更新後契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black;">                     臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約*<sup>1</sup>                      または臨時費用補償特約*<sup>1</sup> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新前契約</div> <div style="font-size: 2em; color: #00a0e3;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新後契約</div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	更新前契約	更新後契約	臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約* <sup>1</sup> または臨時費用補償特約* <sup>1</sup>	臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新前契約</div> <div style="font-size: 2em; color: #00a0e3;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新後契約</div> </div>	
更新前契約	更新後契約							
臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約* <sup>1</sup> または臨時費用補償特約* <sup>1</sup>							
臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約								
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新前契約</div> <div style="font-size: 2em; color: #00a0e3;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">更新後契約</div> </div>								

\*1 保険の対象や補償タイプに応じて、「臨時費用保険金の火災・風災・水災のみ補償特約」がセットできる場合は同特約を、それ以外の場合は「臨時費用補償特約」をセットします。

### 【お知らせ】新たに住まいの防災・減災情報をご提供します

自然災害等によるお住まいへの被害には、災害の発生可能性を事前に把握し、備えることで、被害を防止したり最小限に抑えることが可能なケースも多くあります。災害等による被害からお客様をお守りできるよう、新たに住まいの防災・減災情報の提供を開始します。

サービス対象者	東京海上日動マイページをご利用いただいている住まいに関する補償の契約者 (上記以外の方でもメール配信を希望される方はどなたでも登録が可能です。詳細は東京海上日動ホームページをご確認ください。)	
提供する情報	【平時の備え】 防災・減災情報メール	豪雨や洪水、台風等の自然災害や、日常生活における各種リスク(盗難・水濡れ等)による事故の未然防止・被害軽減策をメールでご提供します。
	【直前の備え】 水道管凍結警戒アラート(冬季)	水道管凍結のリスクが高まった際に水道管凍結の危険を知らせるアラートメールを配信します(本メールに、具体的な予防策を掲載した東京海上日動ホームページ(水道管凍結対策ページ)のリンクもご案内します。)

東京海上日動マイページアプリのダウンロードはこちらから



東京海上日動ホームページの右記サイトでも、防災・減災に関するお役立ち情報をご提供しています。ぜひご確認ください。

あしたの笑顔のために

防災・減災情報サイト



# 自動車に関する補償について

## ■車両全損時復旧費特約の対象拡大および車両保険における限度額引上げ払の廃止

(2025年1月改定)

### ①「車両全損時復旧費特約」の対象拡大

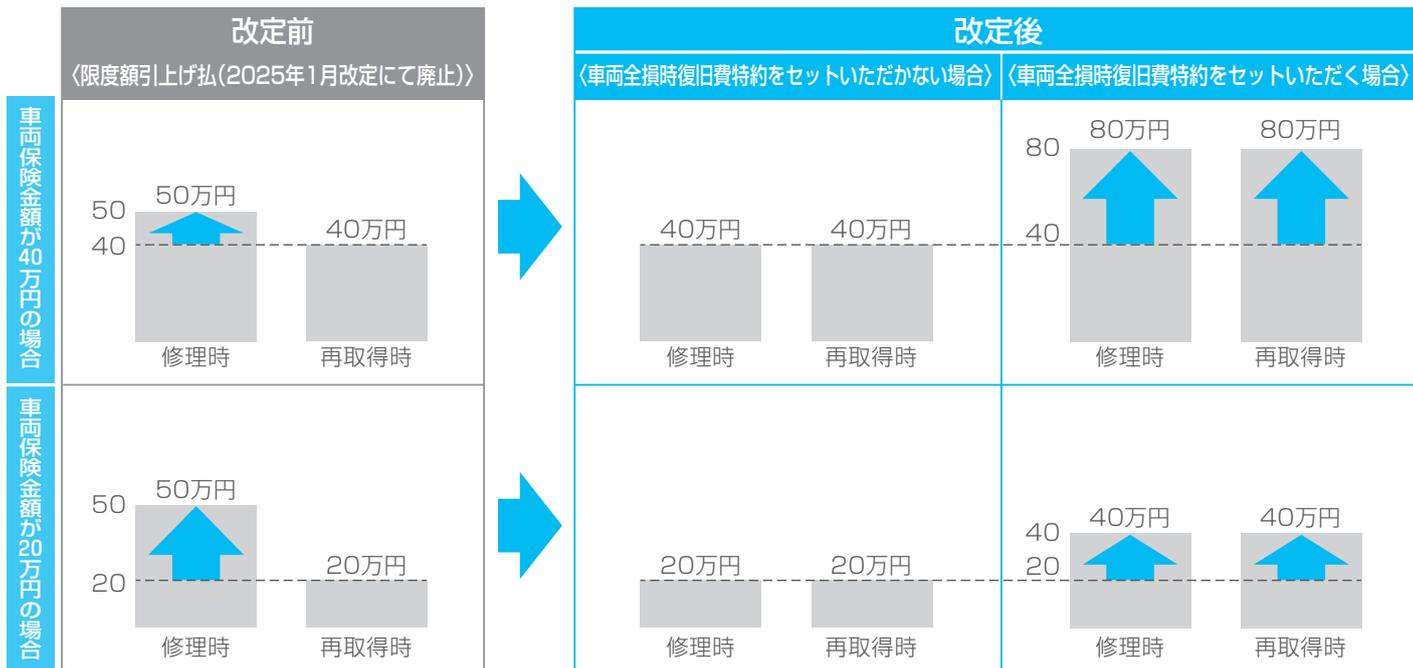
車両保険金額が25万円未満の場合も「車両全損時復旧費特約」をセットいただけるように改定します(ただし、車両保険金額が5万円の場合を除きます。)

### ②車両保険における「限度額引上げ払」の廃止

- 車両保険金額が50万円未満の車両保険について、修理費が車両保険金額以上となり修理をする場合に50万円を限度に保険金をお支払いする取扱い(以下、「限度額引上げ払」)を廃止します。これに伴い、更新前のご契約で「限度額引上げ払」が適用されていた場合は、修理時における補償が縮小します。
- 更新後のご契約で「車両全損時復旧費特約」をセットいただく場合には、「車両全損時復旧費特約」をセットいただかない場合と比較して修理時だけでなく再取得時についても補償が拡充されますので、本特約のセットをご検討ください。
- 更新前のご契約で「限度額引上げ払」が適用されており、かつ、「車両全損時諸費用不担保特約」がセットされていない場合、自動更新時に「車両全損時復旧費特約」または「車両新価保険特約」をセットします。

※更新前のご契約で、「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」または「車両全損時復旧費特約」をセットいただいている場合等は、「限度額引上げ払」は適用されていません。

<車両保険金額が50万円未満の場合における車両保険金の補償上限額(イメージ)>



「限度額引上げ払」では、ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となり修理する場合に50万円を限度に補償されました。



事故により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に「復旧費用限度額」\*1を限度に保険金をお支払いする「車両全損時復旧費特約」をセットいただくことで、修理時だけでなく再取得時も手厚く補償されます!  
\*1 車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額です。

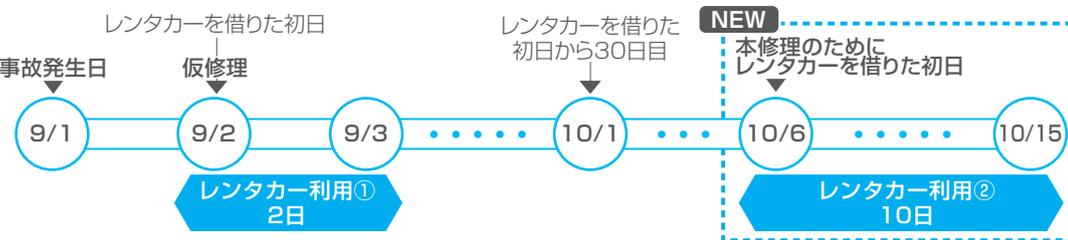
## ■車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約の補償拡充 (2025年1月改定)

事故・故障・盗難によりご契約のお車の代替としてレンタカーを借りるための費用について、レンタカーを借りた初日からの経過日数にかかわらず、レンタカーを借りた通算日数(事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日が限度)によって支払対象日数を算定する方法に変更します。本改定により、仮修理後に本修理を行う等、レンタカーを借りる期間が空いてしまう場合でも、事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日を限度にレンタカー費用を補償します。

<レンタカー費用の支払対象日数>



<例:事故による仮修理のために9/2から2日間、その後、本修理のために10/6から10日間レンタカーを利用した場合>



左図の「レンタカー利用②」の期間に関するレンタカー費用を新たに補償可能とします!

## ■故障補償特約(搬送時)の改定 (2025年1月以降の保険事故)

●ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合で、故障した部品の修理に付随して消耗部品や油脂類の交換または補充が必要となる場合には、その消耗部品や油脂類の交換費用等を補償対象とします。

<具体例>

- ・エンジン修理に伴い、エンジンオイルを新しいものに交換する。
- ・ラジエーターの修理に伴い、冷却水を新しいものに交換する。等

●また、補償対象外である消耗部品や油脂類の定義を明確化します。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●本改定は、2024年12月31日以前始期のご契約についても、2025年1月1日以降に発生した保険事故から適用します。



### 「故障補償特約(搬送時)」とは…

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。
- 本特約のみにかかわる保険事故(ノーカウント事故との組み合わせを含みます。)については「1等級ダウン事故」として取り扱います。
- 本特約は以下①～③の要件をすべて満たすご契約に自動セットします。

- ①車両保険(一般条件)をご契約いただいていること
- ②ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車のいずれかであること
- ③始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えている\*1こと



保証契約(メーカー保証や延長保証等)にご加入の場合等、「故障補償特約(搬送時)」の補償が不要な場合は「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約」をセットしてください。

\*1 初度登録(初度検査)年月の翌月を1か月目とカウントします。

(例: 初度登録年月が2017年12月の場合は、2025年1月1日以降を始期日とするご契約から自動セットされます。)

※ご契約のお車が「リースカー車両費用保険特約」をセットされている場合は自動セットされません。

## ■地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の販売停止 (2025年1月改定)

●地震発生時におけるお客様対応力強化の観点から、地震リスクに関する補償のラインアップ見直しを行い、更新契約に限ってセットいただいていた「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」の販売を停止します。地震リスクに関する補償をご希望される場合は、より迅速な保険金のお支払いが可能な「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」のセットをご検討ください。

●更新前のご契約で「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」をセットいただいている場合で、自動更新後のご契約に「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットいただける条件を満たすときは、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットします。

### 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」とは…

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損\*1となった場合に、移動手段の確保等、記名被保険者が臨時に必要な費用に対して50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額)をお支払いします。

\*1 この特約に定める全損の定義に該当する場合をいいます。



- ・ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車や一般原動機付自転車であるご契約等では、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットいただけません。
- ・「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の保険金は、ご契約のお車の所有者ではなく記名被保険者にお支払いします。

## ■保険料の見直し (2025年1月改定)

●近年、世界的な物価上昇傾向の継続等によって事故1件あたりの保険金お支払い額が増加していることや大規模自然災害(雹災<sup>ひょう</sup>等)の多発等により、保険金のお支払いは増加傾向にあります。

●今後も自動車保険(超保険の自動車に関する補償を含みます。)を安定的にご提供し続けるため、東京海上日動では事業費抑制や不正な保険金請求等を防止するための体制強化に取り組むとともに、平均的な保険料水準を約+3.5%引き上げます。なお、ノンフリート等級の進行や車両保険金額の減価等を踏まえた実際にお客様にご負担いただく保険料への影響は、平均的に約+2.5%の引き上げです。

●今回の改定では、リスク実態を踏まえて直近における保険金のお支払いが相対的に多いご契約条件を中心に引上げを実施し、それ以外のご契約条件では引上げ幅を抑えています。実際にお客様にご負担いただく保険料は、ご契約条件により、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

## ■ゴールド免許割引率の拡大 (2025年1月改定)

保険金のお支払状況等を踏まえ、ゴールド免許割引率を拡大\*1します。なお、ご契約条件によって割引率は異なります(最大割引率は18%です)。

<ゴールド免許割引率>

	改定前		改定後	
	年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償	年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償
本人限定特約	10%割引	15%割引	12%割引	18%割引
本人・夫婦限定特約	7%割引	12%割引	9%割引	15%割引
上記特約をセットしない場合				

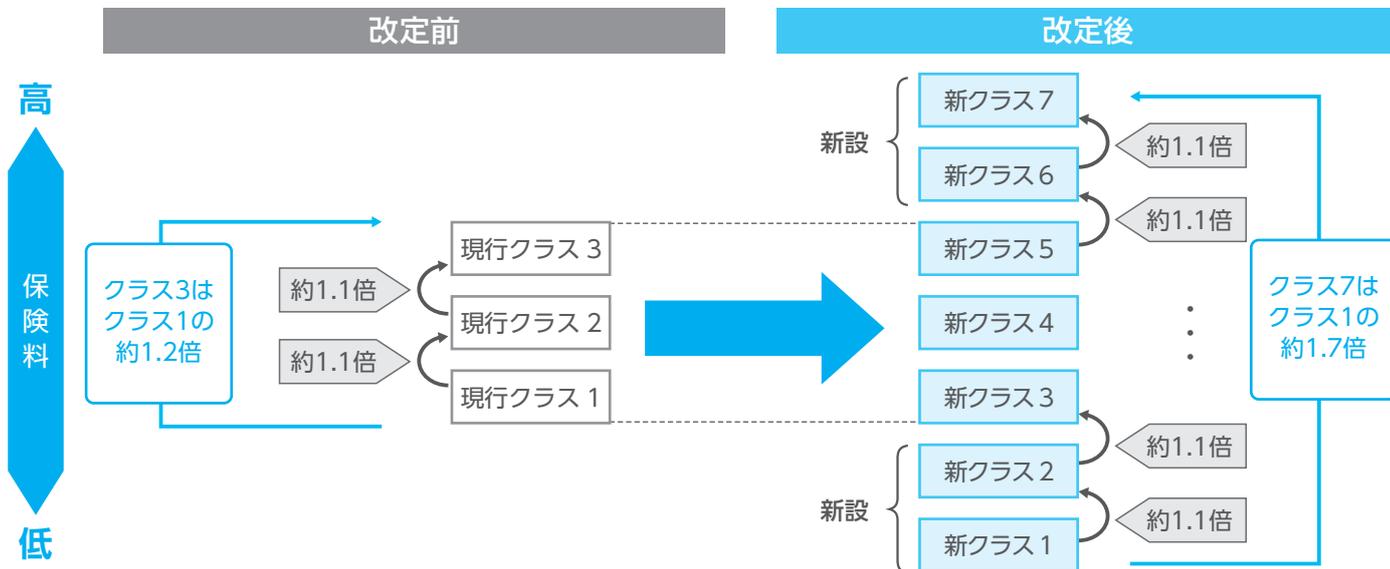
\*1 ご契約のお車が主な自家用車の場合のみ対象です。

※ゴールド免許割引とは、運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

## ■型式別料率クラス制度の見直し (2025年1月改定)

- 保険料負担の公平化を図ることを目的として、お車の型式ごとの保険事故実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用していますが、2023年に損害保険料率算出機構が実施した参考純率\*1の改定に準拠し、自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスを現行の3クラスから7クラスに拡大します。保険料が最も低い現行クラス1は新クラス3とし、保険料が最も高い現行クラス3は新クラス5としたうえで、現行クラス1よりも保険料の低いクラスを2つ、現行クラス3よりも保険料の高いクラスを2つ新設します。クラス間の保険料較差は現行と変わらず約1.1倍です。
  - 型式別料率クラスは「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」それぞれについてクラス区分を設けており、この料率クラスは毎年1月1日付で見直しがされます。ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。
- \*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

### <自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス>



## ■その他の改定 (2025年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

項目	概要
(1)他車運転危険補償特約(二輪・原付)の自動セット化	ご契約のお車が自家用二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車である場合には、「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」を自動セットします。ただし、車両保険のみのご契約を除きます。
(2)入院時選べるアシスト特約の改定	入院時選べるアシスト特約における一部の補償メニューについて、支払対象期間*1内にご利用いただけないやむを得ない事情が生じた場合は、入院3日目からその日を含めて1年を超えない期間までご利用可能とします。 *1 入院3日目から補償を受けられる方の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日目までに限ります。
(3)搭乗者傷害特約(一時金払)の改定	「上肢・下肢(手指・足指を除きます。)*の <sup>けん</sup> 腱・筋・ <sup>ひん</sup> 靭帯の損傷」によって5日以上の治療が必要となった場合にお支払いする入通院給付金の額を「30万円」から「10万円」に変更します。
(4)特定小型原動機付自転車に関する用途・車種区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定小型原動機付自転車の用途・車種区分を新設し、自動車保険(超保険の自動車に関する補償を含みます。)*における用途・車種区分「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化します。</li> <li>●「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」について、両用途・車種間の車両入替を可能とします。</li> <li>●これまでご契約のお車の用途・車種区分が「原動機付自転車」の場合は、用途・車種区分を「一般原動機付自転車」として自動更新します。ご契約のお車の用途・車種が「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、代理店または東京海上日動にお申出ください。</li> </ul>
(5)車内携行品補償特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列举する方式に変更します。</li> <li>●また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっているデジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機等の機器の取扱いについて、一律補償対象とします。</li> </ul>

## 携行品・賠償・費用に関する補償について

### ■携行品特約の改定 (2024年10月改定)

- 約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいつの声を踏まえ、機器を限定列举する方式に変更します。
- また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっているデジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機等の機器の取扱いについて、一律補償対象とします。

### ■個人賠償責任補償特約の改定 (2024年10月改定)

- 昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、保険料を引き上げます。
- 学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。
- また、携行品特約と同様の改定を実施します。

### ■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の改定 (2024年10月改定)

直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険料を引き上げます。また、保険金額を100万円とするプランの販売を停止します。

### ■弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)の改定 (2025年1月改定)

- 直近の保険金お支払状況等を踏まえ、保険料を引き上げます。
- 約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。
- 約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、併せて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。

## からだに関する補償について

### ■電動キックボードの取扱いについて (2024年10月改定)

傷害定額の「交通事故傷害危険のみ補償特約」および総合補償条項の「交通事故傷害危険のみ担保特約」においては、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。

## その他

### ■Web証券割引の廃止 (2025年1月改定)

脱炭素(ペーパーレス化)の社会的気運の高まりや証券等をWeb上で閲覧することの利便性が認知されつつあることを踏まえ、Web閲覧の認知度向上を目的として導入した「Web証券割引」を廃止します。

### ■販売を停止させていただくもの (2025年10月改定)

商品改定に伴い、販売を停止させていただくものについて事前にお知らせいたします。なお、保険期間が長期のご契約については、満期日までは補償内容に変更はありません。

補償の種類	対象となる特約等
携行品・賠償・費用に関する補償	救援者費用等補償特約
からだに関する補償	入院・手術保険金の対象日数・支払限度日数が365日・730日のご契約
	通院保険金の対象日数が1,000日のご契約
	保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時時点で満90歳以上の更新契約
総合補償条項	人身傷害*1 人身疾病*1

\*1 総合補償条項普通保険約款第6章一般条項第4条の規定に基づき保険料の払込みが免除されている契約を除きます。



ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、 東京海上日動あんしん生命でのお引 受けとなる所定の生命保険	本人限定特約	運転者本人限定特約
車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
車両搬送・応急対応・レンタカー 費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー 費用等補償特約	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用等補償特約 (日常生活・人格権侵害等)

「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内(更新のご案内・重要事項説明書等)」に関するご案内

東京海上日動ではお客様とともに環境保護を行うことをコンセプトにご契約手続きや保険金お支払手続きにおけるペーパーレス化を積極的に推進しています。

これに伴い、2025年1月1日以降始期契約より、「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内」につきましては、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式をおすすめします。「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内」について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、東京海上日動ホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください。)からご利用ください。

※質権設定契約や短期契約等一部のご契約では、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。



※このチラシは、超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや  
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/)



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)